

事前質問に対する回答

No.	質問内容	回答
1	宿泊税の使途はどのように決めていくのか。	<p>宿泊税の具体的な使途については、庁内検討会議のほか、有識者や宿泊事業者などを交えた協議会などでの検討を経て、決定してまいりたいと考えております。令和9年度の予算編成に向け、令和8年秋頃を目途に、使途の方向性を固める予定です。</p> <p>※資料P4・5に掲載している税収の使途は、これまでの庁内検討会議の内容を踏まえた宿泊税の活用例となります。</p>
2	資料P12「使途を特定しなかった宿泊税」とはどのようなものなのか。	<p>「使途を特定しなかった宿泊税」とは、「想定以上の税収などにより、当該年度内に観光施策に活用することができなかった宿泊税」を意味します。こちらについては、観光施策にのみ充当し、他の用途には使用しないよう適正に管理・運用いたします。</p>

No.	質問内容	回答
3	<p>定率3%について、「北海道の宿泊税分を含む」とあるが、素泊まり料金に北海道宿泊税100円を含んだ上での3%の定率の計算になるのか。</p>	<p>北海道分の宿泊税を含む3%を徴収していただくこととなります。</p> <p>仮に素泊まりの宿泊料金が8千円の場合は、240円（8千円×3%）を宿泊税として徴収していただきます。この内訳は、140円が苫小牧市分の宿泊税、100円が北海道分の宿泊税となります。</p> <p>徴収した宿泊税は、全て本市に納入していただき、北海道分については、本市から北海道に納入いたします。</p>
4	<p>当施設はお一人、1泊1万円以内なので、北海道の宿泊税は100円となる。苫小牧市の3%とは、季節によって宿の料金を変動させているので、金額が変わるといふことか。</p>	<p>素泊まりの宿泊料金が1万円の場合、300円（1万円×3%）を宿泊税として徴収していただきます。この内訳としましては、200円が苫小牧市分の宿泊税、100円が北海道分の宿泊税となります。</p> <p>素泊まりの宿泊料金に対して3%を課税する形となりますので、宿泊料金の変動した場合、当該宿泊料金の3%を宿泊税として徴収していただきます。</p>

No.	質問内容	回答
5	<p>特別徴収義務者交付金は、宿泊税徴収額（3%）に対して5%が支払われるのか。</p>	<p>特別徴収義務者交付金は、苫小牧市と北海道でそれぞれ交付額が異なります。 素泊まりの宿泊料金が1万円の場合、宿泊税として300円を徴収していただきますが、このうち苫小牧市分の宿泊税は200円となりますので、本市からは10円（200円×5%）の交付金を交付する予定です。 また、北海道分の宿泊税は100円となりますので、北海道からは3.5円（100円×3.5%）の交付金が交付されます。</p> <p>※交付金の額に100円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てて交付します。</p>
6	<p>北海道の条例では、罰金についての記載があるが、苫小牧も同じ記載がされるのか。 どのような場合に対象になるのか。</p>	<p>苫小牧市も北海道と同様の罰則規定を想定しています。 具体的には、帳簿や書類を備えず、作成・記載を行わない、又は、虚偽の記載をしたり、それらを隠匿した場合が対象となります。</p>